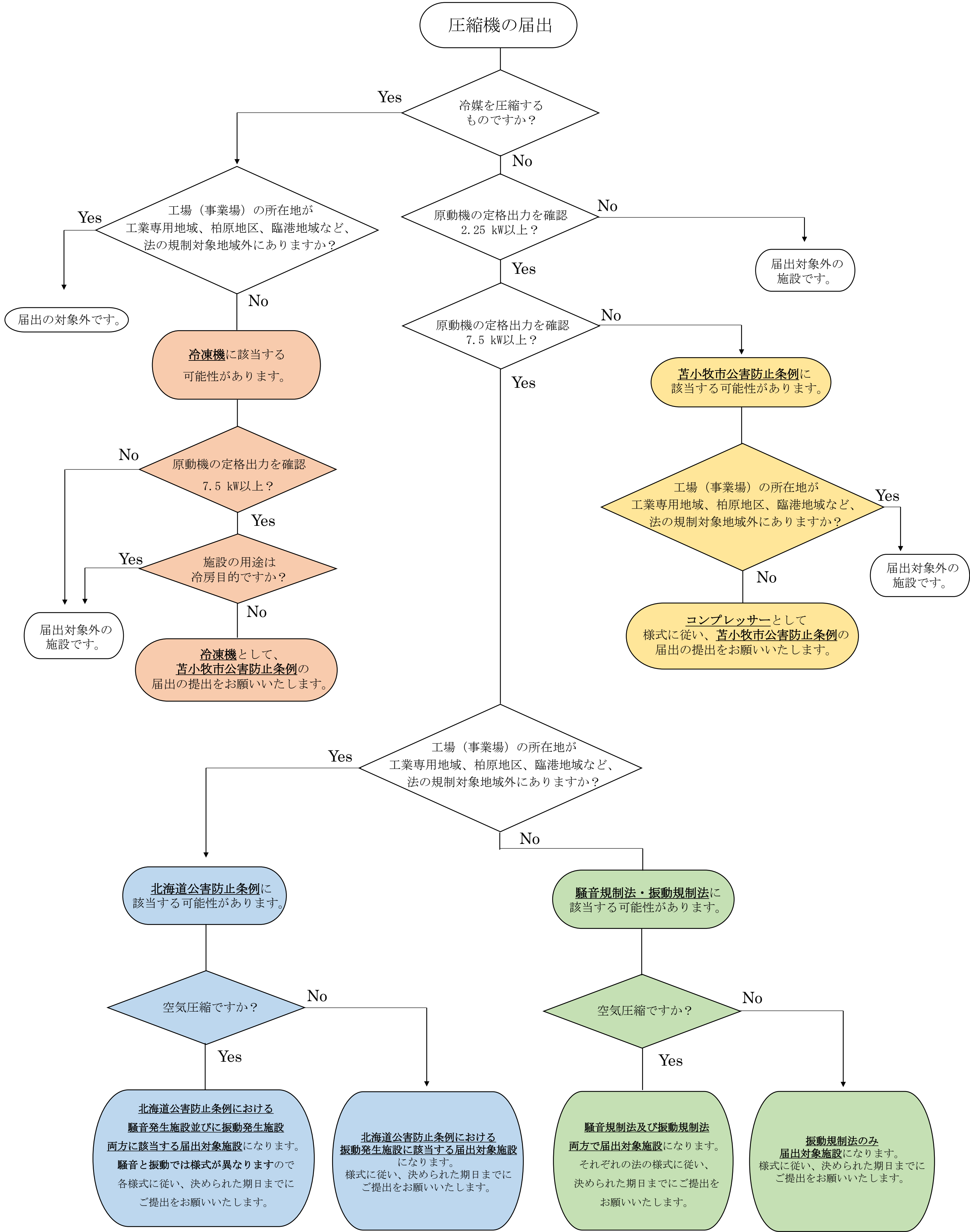


各法令・条例における圧縮機の取り扱いフロー図



騒音規制法・振動規制法・北海道公害防止条例・苫小牧市公害防止条例の届出期限

設置届、特定施設の種類ごとの数変更届：工事着手の30日以前
使用届：指定された日から30日以内
承継届：承継のあった日から30日以内

騒音及び振動の特定施設について、以下の条件を満たした場合は、
数変更について届出する義務は生じません。

騒音規制法・苫小牧市公害防止条例・北海道公害防止条例

- ① 数が減少する場合
- ② 直近の届出台数から2倍以内での施設数増加

振動規制法

- ① 数が増加しない場合
(数が増加しない場合であっても、施設更新により能力に変更があった際は届出が必要)